

○益田市総合振興計画審議会条例

昭和63年3月28日

益田市条例第5号

改正 平成11年12月22日条例第28号

平成13年12月25日条例第28号

平成21年1月26日条例第2号

平成24年12月26日条例第30号

平成25年12月25日条例第34号

平成29年3月28日条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき益田市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、益田市総合振興計画の策定に関し、必要な調査審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 住民を代表する者(公募による者を含む。)

(2) 知識経験を有する者

3 前項第1号に規定する公募の手続については、市長が別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申終了のときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が定める。

3 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

4 部会長は、部会を掌理し、部会において調査審議した結果を審議会に報告しなければならない。

5 部会の運営については、前条の規定を準用する。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策企画局政策企画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会の会議は、市長が招集する。

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年益田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（平成11年12月22日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月25日条例第28号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月26日条例第2号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日条例第30号）

この条例中第2条の規定は平成25年1月15日から、第3条（第3条中「第82条の2」を「第124条」に改める部分を除く。）及び第4条の規定は平成25年4月1日から、第1条及び第3条（第3条中「第82条の2」を「第124条」に改める部分に限る。）の規定は公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第34号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第2号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。